

ポジティブリスト制度・暫定基準設定における 香辛料（スパイス及びハーブ）の取扱い（案）

食品の残留農薬等に係るポジティブリスト制においては、スパイス及びハーブという香辛料についても規制の対象となる。香辛料は、個別の食品中での使用割合は極めて微量であるが、食品の製造・加工に広く使用されている。

現行の残留農薬基準における食品分類では、一部の香辛料は独立して分類が設けられているが、多くの香辛料については、その他の野菜、その他の果実等の中に含まれる形となっており、その属する分類によって異なる基準が適用される形になっている。

ポジティブリスト制の導入に当たり、コーデックスにおける定義を参考に、「香辛料」の定義を次のとおりとし、新たに「スパイス」及び「ハーブ」の定義及びその範囲、暫定基準の設定及び適用について規定する。

香辛料： 食品や飲料に特別な風味を与えることを目的とし、比較的少量使用される種々の植物の風味または芳香性の葉、茎、樹皮、根、花、蕾、種子、果実、または果皮で、スパイス及びハーブに大別される。

1 スパイス

コーデックスにおける定義を参考に、次のとおり「スパイス」の定義及び範囲を定め、食品分類に新たに「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」を設ける。なお、「その他の乾燥スパイス」は加工食品として取り扱う。

(1) 定義

食品に風味付けの目的で比較的少量使用される種々の植物由来の芳香性樹皮、根、種子、果実、果皮、または蕾をいう。

(2) 範囲

アサノミ（種子）、アサフェチダ（根又は根茎）、アジョワン（種子）、アニス（種子）、ウイキョウ（種子）、ウコン（根又は根茎）、オールスパイス（果実）、オレンジの果皮、ガジュツ（根又は根茎）、カシヨウ（果実）、カシア（樹皮）、カフィアライム（果実）、ガランガル（根又は根茎）、カルダモン（果実又は種子）、カンゾウ（根又は根茎）、キャラウェイ（種子）、クチナシ（種子）、クミン（種子）、クローブ（蕾）、ケシノミ（種子）、ケーパー（蕾）、コシヨウ（果実）、ごま（種子）、コリアンダー（種子）、サフラン（花柱）、サンシヨウ（果実）、シソ（種子）、シナモン（樹皮）、ジュニパーベリー（果実）、しょうが、スターアニス（果実）、セロリ（種子）、タマリンド（果実）、ディル（種子）、

とうがらし、ナツメグ（種子の仁）、ニジェラ（種子）、ニンニク、バジル（種子）、パセリ（種子）、バニラ（果実）、パプリカ、パラダイスグレイン（種子）、フェネグリーク（種子）、ピンクペッパー（果実）、ホースラディッシュ（西洋わさび）、マスタード（種子）、みかんの果皮（果皮）、メース（種皮）、ゆずの果皮、レモンの果皮、ローズヒップ（果実）、ロングペッパー（果実）及びわさび（根茎）

- 注) ①「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」は、上記の範囲から、オレンジの果皮、ごま（種子）、しょうが、とうがらし、ニンニク、パプリカ、ホースラディッシュ（西洋わさび）、ゆずの果皮、レモンの果皮、わさび（根茎）を除いたものとする。
- ②（ ）内はそれぞれの区分を示す。

(3) 暫定基準の設定及び適用

「その他の乾燥スパイス」について、新たに設定されたコーデックス基準に準じ「種子」、「果実」、「根又は根茎」の区分で基準を設定し、1（2）で（ ）に記載した区分によりそれぞれ適用する。

「その他のスパイス」については、当該分類に含まれる食品に現行適用する食品分類（その他野菜、その他のオイルシード等）の暫定基準に基づき、暫定基準を設定し、「その他の乾燥スパイス」に基準がないものを適用する。

また、「その他の乾燥スパイス」において「種子」、「果実」、「根又は根茎」等で暫定基準が設定されたものは、「その他スパイス」からこれらを除くこととする。

(例) シペルメトリン

- 「その他の乾燥スパイス（果実に限る。）」
- 「その他の乾燥スパイス（根又は根茎に限る。）」
- 「その他のスパイス（果実、根及び根茎を除く。）」

「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」から除外したオレンジの果皮、ごま（種子）等のスパイスの暫定基準は下表の分類の基準を適用する。

名 称	暫定基準を適用する分類
オレンジの果皮	オレンジ(ネーブルオレンジを含む) (注1)
ごま（種子）	ごまの種子
しょうが	しょうが
ニンニク	にんにく
とうがらし	その他のなす科野菜

パプリカ（注2）	その他のなす科野菜
ホースラディッシュ（西洋わさび）	西洋わさび
ゆずの果皮	その他のかんきつ類果実（注1）
レモンの果皮	レモン（注1）
わさび（根茎）	その他のあぶらな科野菜

（注1）：果実全体としての基準値

（注2）：「パプリカ」と称して販売されるジャンボピーマン等を除く

2 ハーブ

コーデックスにおける定義を参考に、次のとおり「ハーブ」の定義及びその範囲を定め、食品分類に新たに「その他のハーブ」を設ける。

（1）定義

食品や飲料に風味付けの目的で薬味として比較的少量使用される種々の主に草本植物の葉、花、茎及び根からなり、生のまま、または乾燥したものが使用されるものをいう。

（2）範囲

アニス（葉・茎）、アンゼリカ、ウイキョウ（葉・茎）、エシャロット、オレガノ、カフィアライム（葉）、カモミール、カレープラント、カレーリーフ、キャットニップ、キャラウェイ（葉・茎）、クレソン、コリアンダー（葉・茎）、サボリー、サラダバーネット、サンショウ（葉）、シソ（葉・花穂）、ジャスミン、ステビア、スペアミント、セージ、セロリ（葉・茎）、センチッドゼラニウ
ム、ソレル、タイム、タデ、タラゴン、ダンディライオン、チャイブ、チャービル、ディル（葉・茎）、ドクダミ、ナスたちウム、ニガヨモギ、にら、ハイビスカス、バジル（葉・茎）、パセリ（葉・茎）、ハッカ、ヒソップ、ペパーミント、ベルガモット、ボリジ、マーシュ（コーンサラダ）、マスタード（葉・茎）、マジョラム、ミョウガ、ヤロウ、ヨモギ、ラベンダー、リンデン、ルッコラ（ロケット）、ルバーブ、レモングラス、レモンバーム、レモンバーベナ、ローズ、ローズマリー、ローレル及びワサビ（葉）

注）「その他のハーブ」は、上記の範囲から、クレソン、セロリ（葉・茎）、にら及びパセリ（葉・茎）を除いたものとする。

(3) 暫定基準の設定及び適用

当該分類に含まれる食品に現行適用する食品分類(その他のあぶらな科野菜、その他の野菜等)の暫定基準に基づき、暫定基準を設定し、それぞれ適用する。

「その他のハーブ」から除外したクレソン、セロリ(葉・茎)等のハーブの暫定基準は下表の分類の基準を適用する。

名 称	暫定基準を適用する分類
クレソン	クレソン
セロリ(葉・茎)	セロリ
にら	その他のゆり科野菜
パセリ(葉・茎)	パセリ